

これをやります！部長の仕事

流山市 平成28年度 『農業委員会事務局長の仕事と目標』

【本帳票の見方】

部局長の仕事と目標は、前半の「A」欄から「D」欄では、各部局が本市後期基本計画で位置づけている36施策（巻末別表参照）のうち、部局ごとに担う施策の進行管理、前年度の課題とその解決策等で構成しています。後半の「E」欄は、各部局がA欄からD欄で施策を実現していくにあたり、配慮すべき共通の経営視点として位置づけた「市行財政改革・改善（カイゼン）プラン」の改革・改善項目の取組内容で構成しています。本帳票により、各部局における施策実現のPDCAサイクルを各部局長のマネジメントのもと担っています。本帳票は、年度当初に目標を設定し、途中中間報告、そして最終報告と年3回記載します。記載にあたっては、部局長のマネジメントのもと施策の事業化、実現に向けた達成目標や進行管理など、部局内で部内会議等を行うなど部内職員が共通認識にたつたうえ記載し、さらに市長、副市長ともヒアリングをし、共通認識を深めて活用しています。

農 業 委 員 会 事 務 局

 <p>農業委員会事務局長 カメヤマ タカヒロ 亀山 隆弘 04-7158-1111 (内線380)</p>	組織構成（4月1日時点）	所属長名	正規職員	嘱託職員	再任用職員	臨時職員	その他
	農業委員会事務局	山崎 哲男	3		1	1	
職員構成人数			3	0	1	1	0
部の職員人数（部長含む）			6				名（職員構成人数+1）

【A～D欄の見方】

A～D欄は、市後期基本計画で位置づけている36施策の具現化を、それぞれの施策を担う各部局が、1年のPDCAサイクルをあらわしています。A欄は、「各課の主な仕事」、B欄は、各部局が担う施策について「年度当初の課題とその解決策」をあらわしています。C欄は、「施策の取組内容」を、D欄は「施策の進捗と方向性」をあらわしています。なお、C欄とD欄は各部局が担う施策数分の表記となるので、各部局によって担当する施策数で「C1-D1」「C2-D2」「C3-D3」…のペアで記載しています。

A 各課の主な仕事（各課長記入 部局長確認）

課名	仕事内容
1 農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の権利移動(売買、贈与等)や転用(農地以外に用途変更)をする場合、その根拠となる農地法をはじめ、国の通知や県の指針等に基づき、許認可事務を行っています。 ・耕作放棄地を抑止するため、現場においては農地利用状況調査を実施し、農地の適正な管理指導と共に意向調査を行っています。 ・そして、所有者自ら耕作できない場合には、安心して農地の貸借ができる農用地利用集積制度の活用を働きかけています。 ・農業従事者が年々減少していることから、新規で農業経営を目指す人への相談等を県や農業関係機関と連携し取り組んでいます。

B 年度当初の課題とその解決策 (部局長記入)

No.	施策No.	担当課	課題とその解決策
1	施策5-4	農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> 米価等の低迷による農業収入の減少や都市化の進展による農業環境の変化、さらに相続による農地の細分化などから、農業後継者が確保されず、農業従事者が高齢化しています。 これらの要因から、耕作放棄地の拡大が懸念されています。そこで、新たな耕作放棄地や農地違反転用の発生を未然に防止するため、農地パトロールを毎月行います。また、優良農地を中心に農地の利用状況調査を農業振興課と連携し実施していきます。 現地調査等により、地権者への耕作指導や土地活用の意向調査を行い、必要な情報を農地台帳システムにより情報提供し、農地の集積化を推進することで、耕作放棄地の抑止に努めていきます。 新規就農や農地所有適格法人を目指す人への相談や情報提供を行うとともに、農業関係機関とも連携し農業従事者の安定確保を図っていきます。

C1 施策の取組内容 (各課長記入)

施策5 - 4 多様な方面からの農業振興

	取組内容	担当課	実施時期
1	耕作放棄地の抑止と農地の有効活用を推進するため、農地利用状況調査を実施し、適切な管理指導を行います。	農業委員会事務局	平成28年8月～平成29年3月
2	農地法などの各種法令に基づき、判断根拠を明確にし許認可事務を行います。	農業委員会事務局	通年
3	毎月農地パトロールを実施し、違反転用農地や適切に管理されていない農地の指導を強化します。	農業委員会事務局	通年
4	農業従事者の高齢化等により自ら耕作できない地権者に対し、安心して農地の貸し借りができる農用地利用集積制度の活用を積極的に働きかけていきます。	農業委員会事務局	通年
5	各種申請手続き、農地法に基づく農地権利等の移動管理など、農地台帳システムにより、農地・農家の一元管理を行い、適切な情報管理を図っていきます。	農業委員会事務局	通年
6	農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の平成28年4月1日施行に伴い、農業委員会制度が改正され、必要な条例改正などの手続きを行います。	農業委員会事務局	通年

中間報告(取組項目別)

	実施状況	特記事項 (課題と解決方法・留意事項など)
1	農地利用状況調査は、農業委員及び市農業振興課との合同により、8月に実施しました。その結果、利用意向調査実施約3.7ha、荒廃農地通知約0.9ha、作付指導約0.5haでした。	従事者の高齢化、担い手不足、さらに相続により非農家が農地を取得できることなど、様々な要因から不耕作地が多い状況であり、自ら管理できなければ、農地の賃貸などを中心に地権者に指導していきます。
2	農地法などの各種法令に基づき、35議案について、許認可しました。	平成28年4月からの農地法の一部改正により、4ha以上の農地の許可が国から県に移譲されました。県許可は全て地元農業委員会が窓口となり、千葉県農業会議及び千葉県との十分な協議が必要となります。
3	毎月、事務局及び担当農業委員とともに、総会議案に係る現地調査と併せて、農地パトロールを実施しました。	違反転用の改善指導は、早期発見が重要です。また、転用する場合、手続きが必要であるということを知らない地権者もいることから、一層の周知に努めていきます。
4	農地利用集積制度の活用を積極的に働きかけ、約5.6haの農地が本制度により有効活用がされています。	農地の不耕作地を抑止し、有効活用を図るため、今年度も引き続き農地利用集積制度を推進するため、農業委員会では、新規目標面積4.8haとして推進していきます。
5	農地法に基づく、権利移動等の情報等が管理されている農地台帳システムにより、総会資料を作成し、事務の簡素化を図りました。	農地台帳システムにより、農地情報をインターネットと農業委員会窓口で公表しています。今後、国ではより精度を高め、より効果あるものに繋げるため、更新事務を進める予定です。(全て国費)なお、システムのアクセス数は毎月100～400件程度ありますが、集計を行っている千葉県農業会議の取りまとめは、非常に遅れていることから、早急な改善を求めていきます。
6	農業委員会制度の改正に伴い、新たな農業委員の定数、農地利用最適化推進委員の定数について、農業委員会として意見をまとめ、市長に要請しました。	定数条例、委員報酬、農業委員の選考等について、市長部局の関連部署と連携し、事務手続きを進めていきます。

最終報告(取組項目別)

実施状況		特記事項 (課題と解決方法・留意事項など)
1	農地利用状況調査を実施し、利用意向調査対象面積約3.7ha(16件)に対し意向調査を行い、うち約0.8haの農地が所有権の移転、賃借の利用意向がありました。また、作付指導約0.5haについては、指導に基づき適切な管理に努めました。	従事者の高齢化、担い手不足など様々な要因から、耕作放棄地に繋がるケースがあります。自ら耕作できない所有者に対しては、農地利用集積制度の活用が最も効果があり今後もより推進していきます。
2	農地法などの各種法令に基づき、71議案について、許認可しました。また、農地法の改正により、国から県に移譲された4ha以上の農地転用についても審議しました。	農地法の改正により、従来の4ha以上の国の転用許可が県に移譲されたことから、地元農業委員会、県農業会議、県のそれぞれの機関が農地法に基づく理解と協議が重要です。
3	毎月、事務局及び担当農業委員とともに、総会議案に係る現地調査と併せて、農地パトロールを実施しました。また、法務局からの農地確認があった場合には、農地法に基づく事務手続きを指導しました。	違反転用の改善指導と抑止するためには、早期発見が重要です。事務局と農業委員によるさらなる農地パトロールを推進していきます。
4	農地利用集積制度の活用を12月発行の「農業委員会からのお知らせ」などで積極的に働きかけ、約10.2haの農地が本制度により有効活用されました。	今年度も引き続き農地利用集積制度を推進するため、農業委員会では、新規目標面積4.8haを掲げています。
5	農地法に基づく総会による権利移動等のデータを随時農地台帳システムに入力し、適格な情報公開を図りました。また、議案審査、小委員会、総会等の資料を同システムから出力し、事務の簡素化を行いました。	農地情報は農業委員会窓口及び全国農業会議所のインターネットで行っています。しかし次の精度を高める事務手続きは、国の事情によりまだ実施できない状況です。さらに情報アクセス集計の取りまとめの遅れへの対応も働きかけているが、改善されていません。
6	農業委員会制度の改正に伴う、農業委員、農地利用最適化推進委員の定数・報酬に係る条例改正等の12月議会承認を得て、12月21日から平成29年1月17日まで、双方の委員公募を実施し、農業委員は評価委員会により選考し、農業委員を3月議会で、市長部局の関連部署と連携し、承認をいただき、制度改正に向けた事務に取り組みました。	農業委員は議会承認を受け、任期満了となる本年7月スタートに向けて、市長が任命します。一方、農地利用最適化推進委員の選考は、農業委員の議会承認後、現農業委員会において行い、新農業委員会で委嘱します。今後この事務手続きを進めていきます。

D1 施策の進捗と方向性 (各課長記入)

指標名	単位	取得方法	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	望むべき動向
1 認定農業者数	経営体	業務取得	実績値	32	39		↑↑↑
2 農地利用集積面積	ha	業務取得	実績値	4.6	5.9		↑↑↑
3 耕作放棄地解消面積	ha	業務取得	実績値	0.7	0.5		↑↑↑

指標では表すことができない定性的な成果 (各課長記入)

1	規模拡大を目指す認定農業者の増加が、高齢化等で耕作できない農地を借り受け、農地利用集積面積が拡大し、結果、耕作放棄地解消面積につながっています。農業委員会では毎年委員一人当たり30aの農地利用集積を推進し活動することと、かつ関係機関との連携が成果として表れています。
---	---

他自治体(近隣他市、沿線他市)と比較して優れている点・劣っている点 (各課長記入)

1	田、畑の農地は、概ね住宅地に近接し、特に畑は顕著です。また、田は耕地整理から長い年月を要していることから小区画で水はけ条件など作業条件は低くなっています。しかし、農業振興地域の指定がない近隣市の中では、10ha以上のまとまった田が形成され、利用集積により農地活用がされています。
---	---

今後の方向性(翌年度以降の取組・課題など) (部局長記入)

1	平成28年4月の農業委員会法の改正により、本市は平成29年7月20日から新体制によりスタートします。特に今回の改正では農地利用最適化推進委員を新設し、この新設委員の目的は農地利用の最適化のための実践活動(担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規就農者、企業参入等の支援)の促進に積極的に取り組んで行くべきことを制度的に位置付けし、その目的達成に努めていきます。
---	---

【E欄の見方】

E欄は、各部局がA欄からD欄で担う施策を実現していくにあたり、配慮すべき共通の経営視点として位置づけた「市行財政改革・改善(カイゼン)プラン」(平成28年度から)の改革・改善項目の取り組み内容をあらわしています。各部局内で、改革・改善(カイゼン)できる項目を選択し、取組み内容を記載しています。E欄の改革・改善項目は「1 歳入確保・歳出削減に係る改革・改善」「2 市民及び市民団体との連携・協働の推進」「3 事業の改革・改善、業務改善、職場改善」です。各部局はA～D欄の施策を実現するにあたり、各部局ごとにE欄に配慮し、A～Dを実現します。

E 「流山市行財政改革・改善(カイゼン)プラン」の取組内容 (各課長記入)

【プランに該当する指標一覧】

該当する項目にチェックを入れ、下記フォーマットを入力願います。

改革・改善項目	チェック欄
1. 歳入確保・歳出削減に係る改革・改善	
(1) 税、保険料、負担金等の設定・収納に係る改革・改善	
(2) 税外収入の拡充	
(3) 健全な財政運営の維持	
(4) 公有財産の有効活用	
2. 市民及び市民団体との連携・協働の推進	
(1) 行政情報の発信充実	
(2) アウトソーシングの推進	
(3) 産学官の連携	
(4) 協働・連携事業の拡大充実	
3. 事業の改革・改善、業務改善、職場改善	
(1) 事業の改革・改善(カイゼン)	
(2) 業務改善(カイゼン)	
(3) 職場改善(カイゼン)	
(4) 職員の育成	

施策内容		
1	大項目	2. 市民及び市民団体との連携・協働の推進
	小項目	(1) 行政情報の発信充実
	取組	情報発信については、広報紙掲載やHPに留まらず、各団体の会議の席上でのチラシ配布や口頭によるPRも実施することで、効果拡大につなげます。
	中間報告	農業委員会制度の改正について、農家組合長を中心に市内6会場にて説明会を行い、その理解を図りました。
	最終報告	農業委員会制度の改正について、農家組合長を中心に全体で市内8会場にて説明会を行いました。また、平成28年12月には、各農家組合全員に対して「流山市農業委員会からのお知らせ」を発行し、農業委員会法の制度改正と募集や農地の貸し借りなどの周知に努めました。

施策内容		
2	大項目	3. 事業の改革・改善、業務改善、職場改善
	小項目	(2) 業務改善
	取組	<p>・証明書等の発行事務は、二時間以内での発行を目指し、受付時刻と発行予定時刻を申請書に記入します。</p> <p>・農地転用に係る協議書に協議関連事項の一覧を明記し、申請者の確認ミスや事務局の説明漏れを未然に防止します。</p> <p>・これまでのパトロールに加え、議案内容の確認時に外出の際も、限られた時間の中で周辺調査を実施し、次期パトロールの基礎資料とします。</p>
	中間報告	申請書の発行事務のスピード化を図りました。また、転用に係る市関係各課との協議事項及び協議結果について添付書類として提出を求め、適切な申請事務に努めました。さらに、引き続き現地調査の実施と併せて周辺の農地パトロールと共に、転用による工事完了の確認も極力現地調査の中で行い業務改善に努めました。
最終報告	証明書等の発行事務の迅速化を図りました。また転用に係る関係各課との協議は「協議結果報告書」で、各課の業務を明確に解説し、申請事務サービスに努めました。さらに、現地調査時には周辺農地パトロールを併せて実施しました。	
3	大項目	3. 事業の改革・改善、業務改善、職場改善
	小項目	(3) 職場改善
	取組	許可及び届出に係る申請書類が多いため、その整理・整頓に努め、事務処理の迅速化を図れる環境作りを実践します。
	中間報告	農地等に係る必要事項については、農地台帳システムへ随時入力し、一元管理に努め、日々特に多い届出に対する通知書発行は、全ての職員が対応できるよう、窓口付近に近接し、通知書を整理、整頓し、速やかな発行に努めました。
最終報告	農地等に係る必要事項を、農地台帳システムに随時入力し、一元管理に努めるとともに総会資料等を作成し、事務処理の簡素化に努めました。また、日々特に多い届出の発行事務は、整理・整頓に努め、事務処理の迅速化を図り、約700件の発行を行いました。	
4	大項目	3. 事業の改革・改善、業務改善、職場改善
	小項目	(4) 職員の育成
	取組	ミーティングは、日程の確認のみに止まらず、課題や問題点の洗い出しや解決に向けた検討・研究の発表、提起の場としても活用します。
	中間報告	毎週月曜日、課内ミーティングを行い、総会案件の確認、進捗、さらに研修会や説明会でのポイント等、職員間の情報共有に努めました。
最終報告	課内ミーティングは勿論のこと、業務に関連する新聞記事等を課内回覧し、情報の共有を図りました。この中では広告記事からの情報を基に農地手続き指導を行い、違反転用防止に努めました。	